

「尼崎市雇用促進奨励金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により市内の雇用情勢が悪化している状況において、市民の雇用機会の創出及び市内事業所の人材確保を図るため、求職者を雇い入れ、一定期間雇用した者に対し、奨励金を支給します。

予算の上限に達し次第終了します！

● 正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき 30万円

※雇用期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上

● 非正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき 15万円

※3か月以上の雇用期間を定める雇用契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上

※1事業主あたり5人まで、申請は1回のみとなります。

対象事業所

- 尼崎市内に雇用保険適用事業所（又は雇用保険事業所非該当の承認を受けた事業所）を有する法人又は個人事業主
- ※ほかにも要件がありますので、詳細はホームページをご確認ください。

対象労働者

- 令和2年4月1日以降に前職を離職した者
（個人事業主・会社の代表者等で廃業した者、内定を取り消された者を含む）
 - 主たる勤務地が尼崎市内在る者
 - 採用決定時又は雇用開始時に尼崎市内に居住している者
- ※ほかにも要件がありますので、詳細はホームページをご確認ください。

対象期間

申請期間

令和3年10月11日から令和4年1月31日まで

雇用期間

令和3年4月1日から令和4年1月1日の間に雇用を開始し、1か月以上雇用していること

事業の詳細・様式等はこちら

※QRコードが読み込めない場合は、尼崎市ホームページでID「1026086」と検索



【申請・問い合わせ先】

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 雇用促進奨励金係

〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6番68号（尼崎市中小企業センター）

TEL: 090-4309-9771（平日9:00～17:00）